

平成28年第4回広尾町議会臨時会 第1号

平成28年11月24日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 報告第11号 専決処分の報告について
- 5 議案第93号 財産の取得について
- 6 議案第94号 財産の取得について
- 7 議案第95号 財産の取得について
- 8 議案第96号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第97号 広尾町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 発議第12号 広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第98号 損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 12 議案第99号 平成28年度広尾町一般会計補正予算（第8号）について
- 13 議案第100号 平成28年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第4号）について
- 14 議案第101号 平成28年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 15 議案第102号 平成28年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 16 議案第103号 平成28年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について
- 17 議案第104号 平成28年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 18 議案第105号 平成28年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について
- 19 議案第106号 平成28年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）について
- 20 議案第107号 平成28年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）について

○出席議員（13名）

- |          |            |
|----------|------------|
| 1番 浜野 隆  | 2番 萬亀山 ちず子 |
| 3番 北藤 利通 | 4番 前崎 茂    |
| 5番 志村 國昭 | 6番 山谷 照夫   |
| 7番 星加 廣保 | 8番 渡辺 富久馬  |
| 9番 小田 英勝 | 10番 小田 雅二  |

11番 旗手 恵子  
13番 堀田 成郎

12番 浜頭 勝

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	村	瀬	優
副町	長	田	中	章
会計管理者		堂	場	則彦
兼出納室長		堂	場	則彦
総務課長		鈴	木	孝俊
総務課長補佐		白	石	晃基
併総務課参事		西	内	努和
併総務課主幹		折	笠	博和一
併総務課主幹		山	岸	雄弘
企画課長		長	田	吉大
企画課長補佐		宝	泉	秀司
税務課長		西	脇	浩則
税務課長補佐		平		美津雄
住民課長		齊	藤	勝則
保健福祉課長		大	林	崎勝彦
保健福祉課長補佐		山	崎	勝彦
地域包括支援センター長		菅	原	樹美恵
健康管理センター長		佐	藤	清美
老人ホーム所長		厚	谷	幸則
特別養護老人ホーム所長		金	井	秀司
農林課長		松	田	哲典
兼町営牧場長		松	田	哲典
水産商工観光課長		雄	谷	幸裕
建設課長		道		淳一
建設課長補佐		北	藤	盛通
建設課長補佐		前	田	憲一
上下水道課長		小	川	浩司
兼下水終末処理センター長		小	川	浩司
港湾課長		小	川	浩隆
港湾課長補佐		道	端	三亨
		森	谷	

国保病院事務長	今	井	啓	容
国保病院事務次長	齊	藤	裕	美
国保病院事務次長	渡	辺	將	人

〈教育委員会〉

教 育 長	笹	原		博
管 理 課 長	澤	田	佳	幸
兼学校給食センター所長	澤	田	佳	幸
管 理 課 長 補 佐	山	岸	直	宏
ひろお幼稚園長	道		尚	子
社 会 教 育 課 長	保	志		悟
兼 図 書 館 長	保	志		悟
兼 海 洋 博 物 館 長	保	志		悟
社 会 教 育 課 長 補 佐	浜	頭		力
図 書 館 長 補 佐	奥	村	京	子

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	宮	脇	昭	道
併 書 記 長	鈴	木	孝	俊

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	大	林		忠
併 書 記 長	菅	原	康	博

〈公平委員会〉

委 員 長	木	下	利	夫
併 書 記 長	鈴	木	孝	俊

〈農業委員会〉

会 長	新	海	敏	春
事 務 局 長	早	川		修

○出席事務局職員

事 務 局 長	菅	原	康	博
総 務 係 長	鎌	田		慎
総 務 係 主 事	林		菜々	美

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、平成28年第4回広尾町議会臨時会を開会します。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程に先立ち、諸般の報告をします。  
議員の出欠ではありますが、欠席、遅参の届け出はございません。  
本臨時会には、町長から報告1件、議案15件、議員から議案1件を受理しております。  
次に、説明員ですが、別紙一覧表のとおり委任・囑託の申し出のあった当該関係者の出席を求めております。  
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、山谷照夫議員、11番、旗手恵子議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいたと思いますが、これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日間とすることに決しました。

◎日程第3 行政報告

- 1、議長（堀田） 日程第3、行政報告を行います。  
町長から行政報告の申し出がありますので、発言を許します。  
村瀬町長。  
  
1、町長（村瀬） 第4回広尾町議会臨時会にご参集をいただきましてありがとうございます。  
行政報告を2件させていただきます。  
1点目は、公用車の交通事故についてであります。  
9月26日に大樹町の駐車場におきまして、職員の運転する公用車が駐車しようとした際、運転する車両の左後部と左側に駐車していた相手車両の右前の部分が接触し、破損をさせたものでありま

す。双方にこの事故によるけが人はありませんでした。損害賠償の和解及び損害賠償の額に係る議案と関係予算につきましては、本議会に提出しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

職員には、交通安全について日ごろより指導を行っているところですが、一層の徹底を図るよう指導してまいります。このような事故が発生したことをおわび申し上げまして、報告とさせていただきます。

2点目であります。第25回全国消防操法大会についてであります。

このたび広尾町消防団が、10月14日、長野県長野市「オリンピックスタジアム」で開催されました第25回全国消防操法大会に出場いたしましたので、報告をいたします。

全国から22チームが出場する中、北海道代表として全力で大会に挑みましたが、入賞には一步及ばなかったところであります。今回の経験を今後の消防団活動に生かし、さらなる技術向上を図り訓練に励まれるよう、引き続き広尾町として消防団の活動を支援し、住民の皆様のために安全・安心なまちづくりに取り組んでまいります。

以上2点、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

#### ◎日程第4 報告第11号

1、議長（堀田） 日程第4、報告第11号 専決処分の報告についての報告を行います。  
村瀬町長。

1、町長（村瀬） 報告第11号 専決処分の報告であります。

議案書1ページであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次のページであります。

専決処分書であります。

外北防波堤上部工嵩上げ工事請負契約の変更について、地方自治法の定めにより専決処分をしたものであります。

処分日につきましては、平成28年10月28日であります。

処分の理由であります。外北防波堤上部の設計数量の精査により、請負金額を変更する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をするものであります。

変更の内容であります。工事名については変更ございません。

契約額であります。変更前につきましては1億4,558万4,000円、変更後が1億4,537万8,800円でありまして、20万5,200円の減額となります。

なお、工期並びに契約の相手方については変更ございません。

以上で、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 以上で、報告第11号 専決処分の報告についてを終わります。

◎日程第5 議案第93号

1、議長（堀田） 日程第5、議案第93号 財産の取得についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第93号 財産の取得についてであります。

財産を取得するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるとするものであります。

記といたしまして、事業名、スクールバス購入事業。

取得財産として、ワゴン車（14人乗り）2台であります。

取得目的につきましては、学校送迎に伴う新規購入であります。

取得価格につきましては、626万4,000円であります。

契約の相手方は、広尾郡広尾町丸山通北2丁目10番地、広尾ボデー工業有限会社、代表取締役面野一であります。

事業の概要であります。今申し上げましたようにワゴン車14人乗り2台であります。

予定工期であります。本議案の議決後、平成29年3月31日までであります。

指名業者の状況であります。有限会社オートサービスヤマグチ、帯広日産自動車株式会社広尾店、有限会社道東車輛工業、広尾ボデー工業有限会社、山本輪業有限会社、釧路トヨタ自動車株式会社広尾店の6社をもって入札を行いまして、落札率は84.4%であります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第93号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第94号

1、議長（堀田） 日程第6、議案第94号 財産の取得についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第94号 財産の取得についてであります。

財産を取得するにつき、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるとするものであります。

記といたしまして、事業名につきましては、小学校用パソコン譲渡事業であります。

取得財産は、デスクトップ型パソコン42台ほかであります。

取得目的は、パソコン機器のサポート終了に伴う更新購入であります。

取得価格は、1,922万4,000円であります。

契約の相手方は、帯広市西19条南1丁目4番地22、大丸株式会社道東支店、支店長樽木英樹であります。

事業の内容であります。デスクトップ型パソコン42台、ノート型パソコン64台、サーバー4台、モノクロレーザープリンター2台ほかであります。

予定工期は、本議案の議決後、平成29年2月28日までであります。

指名業者等の状況であります。株式会社曾我、大丸株式会社道東支店、アートシステム株式会社帯広支店、株式会社ズコーシャ、株式会社エイチ・シー・シーの5つの業者をもって入札を行いまして、落札率は78.9%であります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第94号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第95号

1、議長（堀田） 日程第7、議案第95号 財産の取得についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第95号であります。財産の取得についてであります。

財産を取得するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるとするものであります。

記といたしまして、事業名であります。中学校用パソコン譲渡事業であります。

取得財産であります。デスクトップ型パソコン1台ほかであります。

取得目的であります。パソコン機器のサポート終了に伴う更新購入であります。

取得価格は、1,134万円であります。

契約の相手方は、帯広市西19条南1丁目4番地22、大丸株式会社道東支店、支店長樽木英樹であります。

事業の概要であります。デスクトップ型パソコン1台、ノート型パソコン66台、サーバー2台、モノクロレーザープリンター1台ほかであります。

予定工期であります。本議案の議決後、平成29年2月28日までであります。

指名業者等の状況であります。株式会社曾我、大丸株式会社道東支店、アートシステム株式会社帯広支店、株式会社ズコーシャ、株式会社エイチ・シー・シーの5つの業者をもって入札を行いまして、落札率は77.6%であります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第95号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第96号

1、議長（堀田） 日程第8、議案第96号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第96号であります。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、特別職の期末手当の支給率について改正するものであります。

期末手当支給率の改正については、現行の6月分の2.025か月、12月分の2.175か月、計4.2か月から、平成28年度につきましては6月は現行どおり2.025か月、12月は2.275か月の計4.3か月、平成29年度からは6月が2.075か月、12月が2.225か月の計4.3か月に改正するものであります。

改正実施月につきましては、平成28年12月1日から施行したいとするものであります。

お手元の資料の1ページに新旧対照表であります。

議案資料2ページには、条例の改正前と後の年収の比較表をお示ししているところであります。

以上で、提案理由とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第96号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第97号

1、議長（堀田） 日程第9、議案第97号 広尾町職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第97号 広尾町職員給与条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

本案については、人事院勧告に基づき給料表及び勤勉手当及び扶養手当の改定を行うものであります。

お手元の資料3ページをお開き願います。議案資料の3ページであります。

給料表については、行政職において1級の初任給を1,500円引き上げ、若年層についても同程度の改定であります。その他については、400円の引き上げを基本に改定を行うものであります。

医療職は、行政職との均衡を基本に引き上げするものであります。また、勤勉手当支給率の改定については、現行の6月0.8か月、12月0.8か月、計1.6か月から、平成28年度につきましては6月は現行どおりの0.8か月、12月は0.9か月の計1.7か月、平成29年度からは6月0.85か月、12月0.85か月の計1.7か月に改正するものであります。

次に、議案資料の4ページをお願いいたします。

扶養手当の改定についてであります。配偶者に係る手当の月額を現行の1万3,000円から6,500円に、子に係る手当の月額を現行の6,500円から1万円に改定し、職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当の月額を1万1,000円とする取り扱いを廃止するものであります。

なお、平成29年度におきましては、扶養手当の月額等の特例措置で、配偶者に係る手当の月額を1万円、子に係る手当の月額を8,000円、職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当の月額を「11,000円とする取扱いを廃止する」とあるのを「子にあっては10,000円とし、子以外の扶養親族にあっては9,000円とする」とするものであります。

施行期日は公布の日から施行し、給料表及び平成28年度の勤勉手当は平成28年4月1日から適用し、平成29年度からの勤勉手当及び扶養手当については平成29年4月1日に施行するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 今回の職員給与条例の一部改正する内容について、議案資料の4ページをお開き願いたいと思うのですが、この中で現行配偶者は1万3,000円が平成30年度からは6,500円、

要するに半減をすると、大幅な減額の内容となっております。

その一方で、子どもに係る扶養手当は6,500円から1万円に増額になるわけでありましてけれども、本町において、例えば配偶者1人の場合の現行と平成30年度以降の改定後のいわゆる扶養手当に係る支給額、ですから12か月プラス期末勤勉手当4.3か月分を合わせると16.3か月分、この支給額の対比について、それから配偶者と子ども1人の場合、それから配偶者と子ども2人の場合、それぞれどのような差異が出ているのか、このことについてご説明いただきたいと思っております。

あわせて、今回このことによって増額になる職員、あるいは減額になる職員がおられるわけでありましてけれども、減額になる職員について、もし把握していれば、あわせてご説明をいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 白石総務課長補佐。

1、総務課長補佐（白石） それでは、前崎議員さんのご質問に答えさせていただきます。

1点目の扶養手当の関係でございますけれども、4パターンのほうで申し上げさせていただきます。

まず、夫婦2人で配偶者が扶養の場合、この場合に29年度ですと減額で4万8,900円、30年度以降になりますと、10万5,950円の減額となることとなります。

2つ目です。配偶者がありまして、お子様1人の場合です。その場合ですと、29年度で2万4,450円の減額、30年度以降ですと4万8,900円の減額となるものでございます。

3つ目です。配偶者同様にお子さんが2人の場合です。29年度に限って言いますと、前年度と変更はございません。30年度以降になりますと、年額8,150円の増額となるものでございます。ちなみにですけれども、子どもが3人扶養の場合です。その場合ですと、29年度が2万4,450円、30年度以降ですと6万5,200円の増額となるものでございます。

2つ目のご質問の件でございます。人数につきましては、新年度の部分もございまして、現行で把握をしていないものでございます。よろしく申し上げます。

1、議長（堀田） 前崎茂議員。

1、4番（前崎） ただいまの説明でも明らかになったように、いわゆる夫婦世帯の場合については10万5,950円の大幅な削減になりますし、配偶者プラス子ども1人の場合でも4万8,900円の削減になると。例えば一般的に言う標準世帯、子ども2人世帯ですね、その場合でも、わずか8,150円の増額にとどまるという内容ですから、まさに大幅な削減と言わざるを得ません。それとあわせて、29年4月1日施行ということですから、職員の該当数については押さえていないということなわけですけれども、実際この内容について、衆参の内閣委員会でも審議をされておりますけれども、この中で国家公務員に関していけば、45%の職員が実質所得減少になるということが政府答弁でも出ておられるわけでありまして。ですから、総じて本町もその程度の削減の影響があるのではないかとこの

とが想定されるわけであります。

8月8日に人事院勧告が出されております。この中で、例えば給与については民間給与が国家公務員給与を平均708円上回ったと。それから、特別給、ボーナスについても、民間事業所における支給状況を反映して、民間が公務員を上回っているので4.3か月分に引き上げるということで、本来の人事院勧告制度、国家公務員の給与水準を民間企業水準と均衡させる、いわゆる民間準拠を基本に勧告を行うということが一般的に言われておりますけれども、この扶養手当の特に配偶者の削減については、民間準拠とかそういったことは表記されておられませんし、実際、私が上場企業のある会社に確認しましたのですけれども、家族手当の水準というのは、国家公務員のレベルとさほど変わらないということでありまして、今後そういった配偶者の扶養手当、家族手当を下げると、そういった予定はないというふうに聞いておりますけれども、まさしく人勧としても、民間準拠という表記はない中で「扶養手当の在り方に関する勉強会」を開催したと。そういった中で意見を聴取して、今回こういう勧告をしたということですから、従来の人事院勧告の姿とは相入れないというようなことが言えるかと思うのですね。

そういった意味でも、今回の大幅な削減というのが私も率直に理解に苦しむと同時に、社会通念上、子どもの扶養手当よりも配偶者のほうが少ないということがやっぱり理解に苦しむということでありまして、特に配偶者の扶養手当の削減の根拠と申しますか、この積算について、もし把握していればご説明をいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 鈴木総務課長。

1、総務課長（鈴木） 28年の人事院勧告の内容のところでございます。大きく2つの内容に分かれておまして、1点目、先ほど議員さんのほうからご説明あったとおり月例給、ボーナスの関係、それと2つ目としましては、給与制度の改正がございました。その中で、この配偶者に係る扶養手当の関係につきましては、給与制度の改正等の中で、配偶者に係る扶養手当の見直しということで、人事院勧告の中で、今後の税制改正あるいは社会保障制度の見直しの状況、そういった部分はその検討の中に加えられている状況にあるのかなというふうに考えております。

それに加えて、民間企業の状況も見ながら、国家公務員の配偶者に係る手当について、必要な見直しを検討され、今回、勧告をされたということで認識しております。

本町の今回の職員給与条例の一部改正につきましては、この人事院勧告の内容をもって職員組合との協議も行い、この扶養手当の見直しについても合意を得たものでありますので、今回のこの提案につきまして、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 実は、平成18年度から、当時地方交付税が大幅に削減されるということで、本町でも自主・自立推進プランを策定いたしました。その際、職員の給与の削減も踏み込んで実施を

されて行ったわけですが、例えば、職員が5%削減したときには、特別職の皆さんについては8%あるいは10%を超える削減、当然議員も行ったわけでありませぬ。ただ、今回についていけば、先ほど議決をいただいた特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についても引き上げで可決をいただいておりますし、この後、発議として提案されます議会議員の議員報酬等に関する部分でも引き上げの内容となっております。そういった中で、いわゆる引き上げによる純増となるわけですが、一方で多くの方が実質所得減になる。そういった意味では、今回の一部の削減の提案については、職員に対して非常に心苦しいということを感じるわけでありませぬけれども、それとあわせて8月8日の人事院勧告の後に総裁の談話が公表されておりますけれども、いわゆる平均給与の引き上げ、それからボーナスの引き上げ等について「昨年、一昨年に引き続いての給与の引き上げは、職務に精励している職員にとって、士気の一層の向上につながると思います」と、こういった総裁談話も発表されているわけでありませぬ。

しかしながら、先ほど言ったように、総体の実質所得が減る職員については、士気が向上するどころか士気の低下を私は懸念するわけでありませぬけれども、それらを含めて理事者としてどのような考えを持たれているのか、お答えをいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 暫時休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時33分 再開

再開します。

田中副町長。

1、副町長（田中） 申しわけございません。今、前崎議員からご質問いただきましたけれども、いろいろご指摘をいただきました件を含めまして、今までも人事院勧告に準拠した形でもって職員の給与につきましては実施をしております。今後もそういった形で進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） ほかに質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

これより議案第97号 広尾町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 議案第97号 広尾町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、反対

討論を行います。

今回提案されている本条例の一部改正の内容については、本年8月8日の人事院勧告によるものであります。ご承知のとおり、人事院の給与勧告は、労働基本権の制約に係る代償措置として、職員に対し社会一般の適正な給与を確保する機能を有しております。つまり、国家公務員の給与水準を民間給与水準と均衡を図る、いわゆる民間準拠を基本に勧告を行うものであります。したがって、今回の勧告も民間給与が国家公務員給与を平均708円、特別給も0.1か月上回っていることによる勧告であります。

また、子どもの扶養手当については、要する経費の実態と少子化対策等によって増額されることは当然であり、遅きに失した感も否めないところであります。

しかし、配偶者に係る扶養手当については、現行から半減する大幅な減額となっており、実情を顧みない内容となっており、到底容認できるものではないと認識をするものであります。

加えて、さきに議決した特別職の職員の給与に関する条例の一部改正及びこの後提案される議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正での特別給引き上げで純増となります。

しかし、その一方で配偶者及び1人の子を有する職員は減額されるものであり、まさに職務に精励する職員にとって士気の低下につながるものであり、本議案に反対するものであります。

1、議長（堀田） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

5番、志村國昭議員、登壇願います。

1、5番（志村） 私は、議案第97号 広尾町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論します。

今回提案された改正案は、人事院勧告に基づいたものであり、月額、期末勤勉手当ともに3年連続の増額となる内容となっております。

また、扶養手当については、平成29年4月より配偶者の手当を半減し、子どもに係る手当額を増とするものでありますが、本町は人事院勧告を遵守して給与条例改正を実施してきております。扶養手当に係るマイナス改定についても、職員組合とは諸情勢を鑑み、労使交渉を行い合意を得ている状況にあり、その意向は尊重されるべきと考えます。

今回の改正案は、これらの手続を経て提出されたものであることから、本案に賛成するものであります。よろしく申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって討論を終了します。

これより議案第97号 広尾町職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてを起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 発議第12号

1、議長（堀田） 日程第10、発議第12号 広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

12番、浜頭勝議員、登壇願います。

1、12番（浜頭） 発議第12号 広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

お手元の議案資料1ページの新旧対照表をごらん願います。

今回の改正の概要につきましては、人事院勧告において一般職の期末勤勉手当の支給率が引き上げられたことに準じまして、議員の期末手当支給率につきましても、現行の年間の支給率4.2か月から4.3か月に改正するものであります。

また、施行期日は、平成28年12月1日とするものであります。

なお、お手元の議案資料2ページに条例改正前後の年収比較をお示ししてございますので、ご参照いただければと思います。

以上、議決方よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより発議第12号 広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第98号

1、議長（堀田） 日程第11、議案第98号 損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについ

てを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第98号であります。

本案は、行政報告で申し上げました公用車の交通事故に係る案件であります。当事者間の協議が調いましたので、地方自治法第96条の規定に基づきまして、損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の議決をお願いするものであります。

1の相手方については、記載のとおりであります。

2の事故の概要についてであります。本年9月26日、大樹町暁町8番地の大樹町高齢者保健福祉推進センターの駐車場内において、保健福祉課所属職員が運転する公用車が駐車しようとして後退した際、左側に駐車中の相手車両の右前部に接触し、損害を与えたものであります。

3の和解の内容であります。損害賠償金の支払いの後、本件に関して、いかなる事情が発生しても、裁判上、裁判外を問わず一切の異議の申し立て、請求を行わないというものであります。

4の損害賠償の金額は、15万4,667円であります。

以上で、提案理由とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第98号 損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

再開します。

◎日程第12 議案第99号～日程第20 議案第107号

1、議長（堀田） 日程第12、議案第99号 平成28年度広尾町一般会計補正予算（第8号）についてから日程第20、議案第107号 平成28年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの9件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） それでは、議案第99号から議案第107号まで一括して提案説明を申し上げます。

補正の内容であります。先ほど提案いたしました人事院勧告に基づく給与条例の改正に伴う給料並びに議員期末手当、特別職期末手当、12月勤勉手当の支給割合の追加、時間外手当、管理職手当の追加、住居手当、扶養手当の整理及び共済組合負担金の整理、退職手当組合負担金等の追加、自動車事故損害賠償金の計上、災害復旧費は8月の台風により港湾区域海岸に漂着及び集積した流木の撤去処分費用の計上が主なものであります。

初めに、議案第99号であります。

本案は、平成28年度広尾町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,623万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を78億5,608万円とするものであります。

第2項については、歳入歳出予算の補正でありまして、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

なお、詳細につきましては、総務課長より補足説明をいたさせます。

次に27ページ、議案第100号であります。

平成28年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるものです。28ページであります。

補正内容であります。人事院勧告に基づく給与条例の改正に伴う給料並びに職員手当及び共済費を追加するものであります。一般会計繰出金については、財源調整であります。

次、29ページの議案第101号であります。

平成28年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ20万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を8,563万7,000円とするものであります。

第2項については歳入歳出予算の補正でありまして、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

補正内容であります。人事院勧告に基づく給与条例の改正に伴う給料並びに職員手当及び共済費の追加、災害対応に伴う時間外勤務手当を追加するものであります。一般会計から繰り入れをするものであります。

次に、32ページの議案第102号であります。

平成28年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5万3,000円を追加し、歳入歳出総額を4億6,103万6,000円とするものであります。

第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

補正内容であります。人事院勧告に基づく給与条例の改正に伴う給料並びに職員手当及び共済費を追加するものでありまして、一般会計から繰り入れをするものであります。

次に35ページ、議案第103号であります。

平成28年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ24万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を12億6,338万7,000円とするものであります。

第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

補正内容であります。人事院勧告に基づく給与条例の改正に伴う給料並びに職員手当及び共済費の追加をするものでありまして、一般会計から繰り入れするものであります。

次に、38ページの議案第104号であります。

平成28年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ48万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を7億3,200万6,000円とするものであります。

第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

補正内容であります。人事院勧告に基づく給与条例の改正に伴う給料並びに職員手当及び共済費等の追加をするものでありまして、一般会計から繰り入れするものであります。

次に41ページ、議案第105号であります。

平成28年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ59万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を2億6,611万4,000円とするものであります。

第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

補正内容であります。人事院勧告に基づく給与条例の改正に伴う給料並びに職員手当及び共済費を追加するものでありまして、一般会計から繰り入れするものであります。

次に44ページ、議案第106号であります。

第1条は、平成28年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第2条は、平成28年度広尾町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するとするものでありまして、支出であります。第1款第1項医業費用から85万7,000円を減額し、同款第3項予備費に同額を追加して整理をするものであります。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費でありまして、85万6,000円を減額するものであります。主な補正内容であります。人事院勧告に基づく給与条例の改正に伴う給料並びに手当及び法定福利費の追加等の整理をするものであります。

次に、45ページであります。

議案第107号であります。

第1条は、平成28年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第2条の収益的収入及び支出であります。収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するとするものであります。

支出の第1款第1項営業費用に89万9,000円を追加するものであります。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費でありまして、89万9,000円を追加するものであります。

補正内容であります。人事院勧告に基づく給与条例の改正に伴う給料並びに職員手当及び法定福利費を追加するものであります。

以上で、議案第99号から議案第107号まで、補正予算につきまして一括提案理由とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

鈴木総務課長。

1、総務課長（鈴木） それでは、一般会計補正予算（第8号）の事項別明細書の説明をさせていただきます。

事項別明細書、それから議案資料をご用意したいと思います。

まず、事項別明細書の6ページの歳出から説明させていただきます。本補正予算の歳出におきましては、各費目共通いたしまして人事院勧告に基づく給与条例の改正に伴う給料、期末勤勉手当、それから共済費等の補正。扶養手当、児童手当、住居手当につきましては異動に伴う整理。また、時間外勤務手当につきましては、災害復旧の対応等に係る追加補正、これらを行っております。

それでは、主な補正内容について説明させていただきます。

6ページ、1款議会費、1項1目につきましては、人事院勧告による人件費の補正のほか、勧告に準じた議員の期末手当支給率の引き上げによる追加補正を行っております。

それから、7ページ、2款1項1目の一般管理費につきましても、人事院勧告による人件費の補

正のほか、これに準じ特別職の期末手当支給率の引き上げによる追加補正を行っております。

次の8ページから14ページにつきましても、人事院勧告に伴う内容ですので、省略させていただきます。

15ページをお願いいたします。

7款1項2目土木費の車両費22節は、さきに議決いただいた自動車事故損害賠償金の計上でございます。

次、18ページをお願いいたします。

8款消防費、1項3目の消防施設費は、4月の暴風被害により損傷いたしました消防自動車の修繕に係るもので、歳入の自動車共済金が確定いたしましたので、これに伴う財源内訳の補正を行っております。

それから次、21ページをお願いいたします。

10款災害復旧費、2項2目港湾施設災害復旧費の15節の工事請負費であります。港湾海岸流木撤去工事でありまして、会所前地区、それから楽古地区の2か所に集積してあります流木の処分を行うものであります。これにつきましては、議案資料の18ページ、最後のページでございます。こちらのほうにその位置図をお示ししておりますので、参考にしていただきたいというふうに思います。

それから次、歳入の関係です。

3ページをごらんいただきたいと思います。

13款国庫支出金、2項4目の土木費国庫補助金、5節の災害復旧費補助金であります。これにつきましては、今、説明させていただきました港湾施設災害復旧に伴う補助金でございます。この対象事業のうち約2分の1が交付額となるものでございます。1つ目の災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業補助金は、会所前地区の流木の撤去工事に係る補助金であります。2つ目の災害等廃棄物処理事業費補助金につきましては、楽古地区の流木撤去工事に係る補助金でございます。

次、4ページであります。

17款繰入金、2項1目の港湾管理特別会計繰入金は、人事院勧告に係る港湾管理特別会計の整理に伴う繰入金の減額でございます。

5ページ、19款5項2目の雑入の町有自動車共済金は、自動車事故損害賠償金及び消防自動車等の共済金の確定に伴う追加補正を行っているものでございます。

以上、事項別明細書、歳出歳入の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。議案第99号から議案第107号までの9件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第99号 平成28年度広尾町一般会計補正予算（第8号）についてから議案第

107号 平成28年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの9件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第99号から議案第107号までの9件を一括して討論、採決することに決しました。お諮りします。本案9件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案9件は討論を省略します。

これより議案第99号 平成28年度広尾町一般会計補正予算（第8号）についてから議案第107号 平成28年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの9件を一括採決します。お諮りします。本案9件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案9件は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

お諮りします。これをもって本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決しました。

#### ◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて平成28年第4回広尾町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時15分